

まるこポイントサービス加盟店規約

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本規約は、越谷まるこ合同会社（以下、「当社」）がまるこポイントサービスに関して加盟店に提供するサービスの利用条件について定めます。

第2条 (定義)

本規約における次の用語の意味は、下記のとおりです。

- (1) 「本ポイント」とは当社がまるこポイントサービスにおいて発行するポイントです。
- (2) 「対象サービス」とは、本ポイントの獲得・利用等に関して、当社が利用者に提供するサービスです。
- (3) 「本サービス」とは、加盟店が利用者に対して本ポイントの付与等に関して、当社が加盟店に提供するサービスです。
- (4) 「本カード」とは、当社が発行し、利用者がWAONによる決済及び対象サービスに利用できるFeliCaポケット搭載のICカード「まるこポイントカード」をいいます。
- (5) 「利用者端末」とは、対象サービスにおいて認証に利用される本カード、スマートフォン等の機器等の総称です。
- (6) 「本アプリ」とは、対象サービスを利用するために利用者が使用するスマートフォン等向けのソフトウェアです。
- (7) 「利用者」とは、利用者端末の保有者で、対象サービスを利用する者をいいます。
- (8) 「加盟店」とは、本規約に基づき、利用者に対して商品、権利、役務等を販売または提供をする取引において、本サービスを利用して、本ポイントの付与等を行う店舗等をいいます。
- (9) 「対象取引等」とは、加盟店と利用者との間の商品売買、役務提供等の取引で、加盟店がポイントを付与する対象となり、または、利用者がポイントを利用する対象となるものをいいます。
- (10) 「本システム」とは、本サービスの提供のために、当社が運用するコンピュータ、通信回線、ソフトウェア等の総称です。
- (11) 「管理画面」とは、本システムのうち、加盟店が、通信回線を介して、本サービスの利用履歴等を閲覧できるシステムをいいます。
- (12) 「本サイト」とは、当社が利用者向けに開設する対象サービスに関するWebサイトをいいます。
- (13) 「加盟店端末」とは、対象サービスのために、加盟店に設置される本カード対応のリーダー・ライター、タブレット等の機器をいいます。
- (14) 「加盟店設備」とは、加盟店が本システムを利用するために設置するコンピュータ、本システムに接続するための通信回線、ソフトウェア等の総称で、加盟店端末は含みます。
- (15) 「WAON」とは、イオン株式会社が管理及び運営し、イオンが定めるWAON利用規約に基づき利用者が利用できる電子マネーをいいます。
- (16) 「FeliCaポケット」とは、ソニー株式会社が開発した非接触ICカード技術方式「FeliCa」に準拠したシステムで、ICカード等に内蔵されるFeliCaチップに、ポイント、クーポン、会員証等のデータを集約できる仕組みです。
- (17) 「対象サービス利用規約」とは、対象サービスの利用条件について、当社が定める規約です。
- (18) 「マニュアル等」とは、本サービスの内容、本システムの使用方法等について、別途、当社が定める規則、マニュアル、その他の資料をいいます。
- (19) 「本規約等」とは、本規約及びマニュアル等をいいます。
- (20) 「販促ツール」とは、対象サービスの利用促進のための広告物、Webサイト、その他のツールをいいます。

- (21) 「特典」とは、利用者が獲得した本ポイントを利用して、取得することのできる物品、サービス利用権、本ポイント以外のポイント等のうち、本サイトに掲載されるものをいい、対象取引等において提供される物品、サービス等を除きます。
- (22) 「賞品」とは、特典のうち、利用者が抽選に当選した場合に獲得するものをいいます。

第3条（契約の成立）

- 1 加盟店は、本サービスの利用を希望する場合、本規約の内容を承諾の上、当社所定の申込書を提出します。
- 2 当社は、前項の申込を承諾する場合、加盟店にその旨の通知し、当社と加盟店との間に、本サービスに関する加盟店契約（以下、「本契約」）が成立します。なお、マニュアル等は、本規約と一体として適用されるものとします。
- 3 当社は、加盟店から提出された申込書の記載内容に疑義がある場合、その他当社の判断により、第1項の利用申込を承諾しない場合があります。
- 4 加盟店は、第1項の申込書に記載した内容、その他当社に届け出た事項に変更がある場合、事前に当社に対し、当社が指定する方法で通知するものとします。なお、加盟店が当該通知を怠ったことにより、加盟店に生じた不利益については、当社は責任を負いません。

第4条（利用期間）

- 1 本サービスの利用期間は、第3条第2項に基づく通知とともに、当社が加盟店に通知する利用開始日から1年間とします。
- 2 本サービスの利用期間の終了は、加盟店または当社から契約を更新しない旨の通知が1ヶ月前までになされない場合は1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 加盟店は、1ヶ月前までに当社に通知し、利用最終月の月額利用料金を当社に支払うことにより、本契約を解除できます。

第5条（本規約の変更）

- 1 当社は、30日以上前に加盟店に通知することにより、本規約を変更できます。ただし、FeliCa ポケット利用規約に基づく変更等、本サービスの維持のために緊急の必要がある場合、加盟店に通知後、直ちに本規約を変更することがあります。
- 2 加盟店は、前項の変更を承諾しない場合、前項の通知から30日以内に、当社に通知することにより、本契約を直ちに解除することができます。

第6条（通知）

- 1 当社から加盟店への通知は、書面、電子メール、管理画面、その他の当社が運営するWebサイトに掲載する方法により行います。
- 2 前項に基づく電子メールによる通知は第3条第1項に定める申込書記載のメールアドレス（同条第4項により変更があった場合は変更後のアドレス）のメールサーバへの到達時、Webサイトによる通知は掲載時に、通知が完了したものとします。

第2章 本サービスの内容

第7条（本サービスの概要等）

- 1 加盟店は、ポイントの利用者への付与、ポイントの管理等を行うために、本システム及びマニュアル等を利用することができます。
- 2 加盟店は、当社から付与されるID及びパスワードを用いて、管理画面より、本ポイントの付与・利用の記録、その他本サービスの利用履歴を閲覧することができます。
- 3 加盟店は、当社または当社が指定する第三者より、加盟店端末の貸与を受けるものとし、

その条件については、別途、当社または当社が指定する第三者が定めるものとします。なお、加盟店は、加盟店端末を利用する必要がなくなった場合には、直ちに、貸与者に返却するものとします。

- 4 加盟店は、当社が推奨する条件にしたがって、自己の費用負担で、加盟店設備を準備し、維持するものとします。
- 5 加盟店端末から本システムに接続するための通信機器は、加盟店端末に内蔵されている場合があり、当該通信回線の提供条件は、通信事業者が定める約款によります。
- 6 当社は加盟店に、本カードの利用者への販売を委託します。委託販売手数料は、別紙「料金表（加盟店用）」のとおりです。

第8条（対象取引等）

- 1 加盟店は、原則として、加盟店において行われる全ての取引を対象取引とするものとします。ただし、加盟店が第三者の取引を取り次ぐ場合等、加盟店が取引の主体でない場合、または、当社が事前に承諾した場合は、この限りではありません。

第9条（本ポイント）

- 1 加盟店は、利用者に対し、次の各号の全部または一部もポイントを付与するものとします。
 - (1) 原則として、対象取引金額 100 円あたり 1 ポイント
 - (2) 加盟店への 1 回の来店、または、特定のイベントへの参加等の特定の行為につき、加盟店が定める数のポイント
- 2 前項にかかわらず、加盟店は、必要に応じて、次の各号の対応をできるものとします。
 - (1) キャンペーン等により、前項第 1 号の付与割合を変更し、対象取引金額 100 円あたり 2 ポイント以上とすること（対象取引金額 100 円あたりのポイント数は整数に限ります。）
 - (2) 利用者の特定の行為に対してポイントを付与すること
- 3 加盟店は、ポイントを付与した対象取引について、商品の不良、サービスの不具合等に伴い、利用者に返金する場合において、ポイント付与の取消しを希望するときは、当社指定の方法により、その手続を行うものとします。なお、利用者が対象取引に利用済のポイントについて、その付与を取り消すことはできません。
- 4 利用者は、1 ポイントあたり 1 円相当の割合で、対象取引における支払に代えて、本ポイントを利用することができるものとします。

第10条（利用料金等）

- 1 本サービスの利用料金は、別紙「料金表（加盟店用）」のとおりです。
- 2 利用者が加盟店において、対象取引における支払に代えて、本ポイントを利用した場合、当社は、当該対象取引にかかる商品・役務等の提供費用として、1 ポイントあたり 1 円を加盟店に支払います。
- 3 加盟店は、毎月 10 日までに、前月分の本ポイントの付与・利用等の状況を管理画面から確認した上で、疑義がある場合には、当社にその内容を通知するものとし、当該期間内に通知がない場合、加盟店が管理画面に表示された当該前月分の利用状況等を承諾したものとみなします。

第11条（精算）

- 1 加盟店は、毎月の利用料金から前条第 2 項の金額を控除した上で、翌月の 27 日までに、当社に対し、当社指定の銀行口座への振込または当社指定の方法により、支払うものとします。（金融機関休業日の場合、翌営業日の精算とします）
- 2 加盟店が、利用料金を前項の期日までに支払わない場合、加盟店は、年率 14.6%で算出

した遅延損害金を当社に支払うものとします。

- 3 第1項にかかわらず、当社は、前条第2項の金額が利用料金を上回る月については、その差額を翌月の末日までに、加盟店に対し、加盟店指定の銀行口座への振込により、支払うものとします。
- 4 通信の不具合等により、付与等されたポイント数が、本システムに送信されたなかった場合において、加盟店端末に保存された記録により、当該ポイント数が確認されたとき、または、第8条第4項のポイント付与の取消しがあった場合には、当該ポイント数に応じて、当月または翌月以降の利用料金とあわせて、第1項または第3項に準じて精算するものとします。

第12条（販促ツール）

当社が、必要に応じて、加盟店に販促ツールを提供した場合、加盟店は、次の各号の条件にしたがって、販促ツールを使用するものとします。

- (1) 対象サービスの利用促進の目的のみに使用できます。
- (2) 事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、複製、改変、送信可能化等することはできません。
- (3) その他、当社が指定する条件によるものとします。

第13条（統計情報等）

- 1 加盟店は、予め当社の承諾を得た場合を除き、次の各号の事項を行わないものとします。
 - (1) ポイントの付与、利用、その他ポイントサービスに関連する行為に伴う利用者の個人情報取得
 - (2) ポイントの利用履歴等を加盟店が保有する個人情報と紐付ける行為
 - (3) 加盟店が保有する個人情報の当社への提供
- 2 当社は、対象サービスの運用、その他の目的で、対象サービスの利用履歴等に関する情報から加盟店及び利用者が特定できる情報を削除した統計情報等を第三者に開示することがあります。

第14条（第三者への委託）

当社は、本サービスの提供業務の一部または全部を第三者に委託することができます。

第15条（本サービスの提供停止）

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することができます。
 - (1) 本システムの定期保守
 - (2) 本システムの障害
 - (3) 本システムの不正アクセス等からの保護、個人情報の保護、その他本サービスの提供を継続できない事由がある場合
 - (4) 天災、停電、労働争議、その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
- 2 当社は、第1項第2号または第3号の場合には、速やかにシステムの修復、改善その他の対策を実施に努めます。
- 3 加盟店は本アプリまたは本サイトを通じて配信、掲載等するクーポン、その他の情報に次のいずれかに該当する内容が含まれる場合、当社は、該当情報を削除できるものとします。
 - (1) 不正確、または、誤解を招く内容
 - (2) 第20条に違反する内容
 - (3) その他、当社は不適切と判断する内容

第3章 加盟店及び当社の責務

第16条 (対象取引等)

加盟店は、対象取引に関して、利用者、その他の第三者との間で紛争が生じた場合、加盟店が自己の責任と費用において解決するものとします。ただし、当該紛争が対象サービスに関連する場合、加盟店及び当社は、紛争解決のために協力するものとします。

第17条 (報告等)

- 1 加盟店は、次の場合、直ちに当社に通知し、当社の要望に応じて、当社が実施する措置に協力するものとします。
 - (1) システム障害、第三者による本システムへの不正アクセス、その他、本サービスまたは対象サービスの運営に支障をきたす事態を覚知した場合
 - (2) 本サービスまたは対象サービスが第三者の知的財産権、その他の権利を侵害している旨の警告を受けた場合
- 2 当社は、本サービス及び対象サービスの円滑な運営のため、加盟店に対し、本サービスの利用状況について、報告を求めることができるものとし、加盟店は、速やかに、これに応じるものとします。

第18条 (ID・パスワードの管理)

- 1 加盟店は、管理画面を利用するための ID・パスワードを自己の責任において管理し、当社が事前に書面により承諾した場合を除き、第三者に使用させることはできません。
- 2 当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、前項の ID・パスワードが第三者に不正使用されたことに起因する損害については、一切の責任を負いません。

第19条 (加盟店端末の管理)

- 1 加盟店は、貸与された加盟店端末を善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとし、次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスの利用以外の目的での使用
 - (2) 第三者への転貸
 - (3) 分解または毀損
 - (4) 加盟店端末に貼付され、所有権の帰属を示すシール、その他の標識の除去または毀損
- 2 加盟店が前項の義務に違反した場合、加盟店は、加盟店端末の修理、交換等に必要な費用を負担するものとします。
- 3 加盟店は当社から加盟店端末の貸与を受けた場合、加盟店端末の受領と引き換えに、当社所定の方法により、受領を確認するための情報を登録するものとする。
- 4 当社が、加盟店端末を貸与する場合、加盟店端末を保守等のために随時交換できるものとします。
- 5 加盟店は、常に加盟店端末を本システムと通信可能な状態に保つものとします。
- 6 加盟店が所有するタブレット、スマートフォン等の機器に、加盟店用のアプリをインストールして、加盟店端末として使用する場合、第1項に適用しないものとします。ただし、加盟店は、当該アプリの複製、改変、リバースエンジニアリング等をしてはならない。

第20条 (禁止事項)

加盟店は、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社または第三者の知的財産権、その他の権利を侵害し、または、侵害する恐れのある行為
- (2) 第三者による本システムへの不正アクセス等を助長する行為
- (3) 法令または公序良俗に反する行為

(4) 本サービスまたはポイントサービスの運営に支障をきたす行為

第21条（機密保持）

- 1 加盟店及び当社は、本契約に関連して取得した相手方の機密情報を本契約の目的にのみ使用し、相手方の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の場合を除きます。
 - (1) 本規約等に違反することなく、公知となった場合
 - (2) 機密保持を負うことなく、第三者から情報を入手した場合
 - (3) 相手方からの取得前から正当に情報を保有する場合
 - (4) 相手方の情報によらず開発した場合
 - (5) 法令に基づき公的機関に対して開示義務を負う場合
- 2 当社は、第14条に基づく委託先に対し、加盟店から取得した機密情報を開示できます。ただし、当社は、当該第三者に前項と同様の機密保持義務を負わせるものとします。
- 3 加盟店及び当社は、本契約が終了した場合、または、開示者の要望があった場合、秘密情報（複製物を含む。）を開示者に返却し、または、復元不能な方法により廃棄もしくは消去するものとします。
- 4 第1項及び第2項但書は、本契約終了後も存続するものとします。
- 5 加盟店及び当社は、本サービスまたは対象サービスに関する個人情報を厳重な管理体制で取り扱い、個人情報保護法その他の関連法令を遵守するものとします。

第22条（損害賠償）

- 1 加盟店または当社は、本規約等に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方が被った通常損害を賠償するものとします。
- 2 前項に基づき、当社が負う賠償額の上限は、加盟店が損害発生日から起算して直近6ヶ月以内に当社に支払った利用料金の総額とします。
- 3 加盟店及び当社は、不可抗力によって相手方が被った損害及び逸失利益等の特別損害について、責任を負いません。
- 4 当社は、次の事由により生じた損害について、責任を負いません。
 - (1) 本システム、通信回線、WAONに関するシステム等、その他第三者が提供するサービス等の障害、その他の不具合
 - (2) 第三者による本システムへの不正アクセス、通信回線上のデータの傍受、成りすまし、その他のセキュリティに関する問題
 - (3) IDの不正使用
 - (4) 本システムに記録された情報の改ざん、消失
 - (5) 当社指定の方法によらない本サービスの利用
 - (6) その他、当社の責によらない事由

第4章 特典の提供条件

第23条（特典の提供）

- 1 加盟店は、特典を提供しようとする場合、次の情報を、当社が指定する方法により、当社に通知するものとします。
 - (1) 特典の名称、内容等の説明
 - (2) 特典の提供期間
 - (3) 提供数量に限定がある場合には当該数量
 - (4) 特典の写真
 - (5) 特典が物品である場合には、発送条件等
 - (6) 特典がサービス利用権等である場合には、その利用条件等

- (7) 利用者が特典を利用する場合に費用負担が発生する場合はその金額等、その他、特典の利用に関する注意事項等
- (8) その他、当社が指定する情報
- 2 加盟店は、前項第4号の写真と実際に提供される特典に差異が生じないように努めるものとし、差異が生じる可能性がある場合は、その旨を明示するものとします。
- 3 当社が加盟店に賞品の提供を依頼した場合、加盟店は、これに応じるように努めるものとします。

第24条 (特典の掲載)

- 1 当社は、前条第1項各号の特典に関する内容が適切であると判断した場合、次の本ポイント数を決定し、当該特典に関する情報を本サイトに掲載するものとします。
 - (1) 特典(賞品を除く。)獲得に必要な本ポイント数
 - (2) 賞品獲得のための抽選に必要な本ポイント数
- 2 当社は、前条第1項各号の内容が適当でないと判断した場合、加盟店に改善を要請することができるものとし、加盟店は、速やかにこれに対応するものとします。
- 3 当社は、前項の要請に加盟店が合理的な期間内に応じない場合、または、改善の見込みがないと判断した場合、前条第1項の特典情報を本サイトに掲載しないことがあります。

第25条 (費用負担)

- 1 当社は、加盟店が利用者に特典を提供(物品の発送、サービスの提供等)する場合、加盟店と協議の上、特典の提供費用を決定し、加盟店に支払います。
- 2 特典の発送、提供等に必要費用は、加盟店の負担とします。

第26条 (特典に関する対応等)

加盟店は、利用者に提供した特典に不具合等があった場合には、代替品または代替サービスを無償で提供する等するものとし、特典に関する紛争については、第16条を準用します。

第5章 その他

第27条 (知的財産権)

本システム、本システムにより収集される情報、その他本サービス及び対象サービスに関する著作権、その他の知的財産権は、当社または当社が指定する第三者に帰属します。

第28条 (権利義務の譲渡等禁止)

加盟店は、事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利または義務の全部または一部について、第三者に対して、譲渡、担保提供、その他の処分をできないものとします。

第29条 (契約解除)

- 1 加盟店及び当社は、相手方が本規約等に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず、是正されない場合には、本契約の全部または一部を解除できます。
- 2 当社は、加盟店が次のいずれかに該当する場合、または、本サービスの提供に著しい支障が生じた場合、催告なしに本契約を解除できます。
 - (1) 破産手続、会社更生手続、民事再生手続、または、特別清算開始の申立があった場合
 - (2) 差押えまたは競売の申立があった場合
 - (3) 自己振出の手形もしくは小切手の不渡処分、または、租税滞納処分を受けた場合
 - (4) 清算開始、解散、または、営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡する場合
 - (5) その他、信用状態に重大な不安が生じる相当の事由がある場合
 - (6) 本サービスまたは対象サービスの運営を妨害した場合

3 加盟店は、第4条第3項または第5条第2項に基づき、本契約を解除できます。

第30条（反社会的勢力の排除）

- 1 加盟店及び当社は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらの者を併せて「暴力団員等」という。）に該当しないこと、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明、確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配し、または、実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること
 - (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または、第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等に対して、資金等を提供し、または、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (4) 役員または実質的に経営に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 加盟店及び当社は、自らまたは第三者を利用して、不当要求行為を行わないことを表明し、確約します。
- 3 加盟店及び当社は、相手方が、第1項各号のいずれかまたは前項に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、何らの催告なく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- 4 加盟店及び当社は、前項に基づく解除により相手方が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

第31条（契約終了に伴う処理）

契約期間満了または解除により本契約が終了した場合、加盟店及び当社は、相手方から貸与された物品（著作物の複製物、販促ツールを含む。）を直ちに相手方に返還し、相手方から提供されたマニュアル等、秘密情報がコンピュータ等に保存されているときには、直ちに復元不能な方法で消去するものとします。

第32条（紛争解決）

- 1 本規約等について疑義が生じた事項及び本規約等に定めのない事項については、加盟店及び当社は、誠実に協議し解決に努めるものとします。
- 2 本契約の準拠法は、日本法とします。
- 3 本契約に関する訴訟について、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022年4月1日

越谷まるこ合同会社

（越谷商工会議所まるこカード事務局）

別紙1 「料金表（加盟店用）」

1. 利用料金（加盟店から当社への支払額）

| 品目 | | 単位 | 単価（税別） |
|-------------|--------------------------|--------|--------|
| 初期手数料（加盟時） | | 1回 | 5,000円 |
| 月額費用 | | 1ヵ月あたり | 3,000円 |
| 月額費用（2店舗以降） | | 1ヵ月あたり | 2,000円 |
| 利用料 | ポイント発行手数料 | 1Pあたり | 2円 |
| | 2ヵ月連続30,000P以上のポイント発行手数料 | 1Pあたり | 減額の応相談 |

2. 対象取引等の還元金（当社から加盟店への支払額）

| 品目 | 単位 | 単価 |
|--------------------|-------|----|
| ポイント利用による対象取引等の還元金 | 1Pあたり | 1円 |

3. 本カードの委託販売

| 項目 | 単位 | 販売価格（税込） |
|----------------------|-------|----------|
| 加盟店から利用者への販売額（発行手数料） | 1枚あたり | 300円 |
| 加盟店から当社への販売後の支払い | 1枚あたり | 200円 |

4. 精算に関して（加盟店から当社に支払うときの当社指定の方法）

| 項目 | 単位 | 単価（税別） |
|--|------------|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替（自動引落） ・振替手数料は加盟店の負担 | 振替手数料1回あたり | 100円 |
| ※口座振替ができなかった場合など、やむを得ない場合の当社への銀行振込手数料についても、加盟店の負担となります。 | | |

5. 精算に関して（当社から加盟店への振込）

| 項目 | 超えた額が1000円未満の場合 | 超えた額1000円以上の場合 |
|--|-----------------|--------------------|
| 利用者がポイントを使用して支払ったときの月額（上の表2）が、利用料金（上の表1）を超えたとき | 次月の請求に繰り越します | 当社から加盟店の登録口座への振込ます |
| ※当社から加盟店への振込手数料は、当社負担となります。 | | |